

## 第9回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第9回岩手町農業委員会総会は、令和6年3月22日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第6 議案第3号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

日程第7 議案第4号 農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について

日程第8 追加議案第1号 職員を任免することの承認について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

6番 府金 秀一

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

5番 藤澤 暁宏

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 細野 清悦

農地利用最適化推進委員 中村 重信

(開会時刻 午後1時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第9回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、2番福浦昌博委員、3番佐々木金見委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。  
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局長 補佐 議案第1号。議案書は4ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

5ページをご覧ください。

番号 10、土地の所在は、大字五日市第 10 地割地内の登記地目、畑、現況地目、雑種地 4 筆、計 968 m<sup>2</sup>、同じく番号 11、番号 10 に隣接する大字五日市第 10 地割地内の登記地目、畑、現況地目、雑種地 4 筆 670 m<sup>2</sup>について、現在の所有者は、ご兄弟であり、先代から相続を受けたものでございます。当時先代が地権者であった平成 14 年の新幹線工事の際に業者の要望により貸出して現在の状態に至ったものでございます。その後、お互い相続を受けましたが農地だという認識がなく現在になり発覚したものであります。

場所につきましては、6 ページ、7 ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いいたします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

中村推進委員 推進委員の中村から報告いたします。

本日、午前 9 時から田中委員と細野推進委員、事務局で現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号 10 番と 11 番の農地について報告します。

10 番、11 番の対象地は共に●●の西約 200 メートルの所にあり、舗装された状態で申請通り雑種地的な管理がされているのを確認いたしました。

今回の対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 1 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

次の議案第 2 号の案件につきましては、3 番佐々木金見委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席を求めます。

(3番佐々木金見委員退席)

◎議案第2号

議 長 次に日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は8ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和5年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、9ページをご覧ください。

番号134について、土地の所在は、大字土川第1地割地内の畑19,998㎡について、10年間農業公社を通して記載の担い手の方が10アール当たり3,000円、総額6万円にて貸借するものでございます。

番号135について、土地の所在は、大字子抱第3地割地内の田2筆3,616㎡について、10年間農業公社を通して地域の担い手の記載の方が使用貸借するものでございます。

番号136について、土地の所在は、大字子抱第3地割地内の田5筆8,375㎡について、5年間農業公社を通して地域の担い手の記載の方が使用貸借するものでございます。

番号137について、土地の所在は、大字葉木田第1地割地内の畑1筆12,440㎡につきまして、農業公社を通して地域の担い手の方が10アール当たり5,050円、総額62,828円にて10年間貸借するものでございます。

11ページ、番号138について、記載の株式会社役員が所有する大字御堂第3地割地内の畑1筆21,956㎡につきまして、農業公社を通して使用貸借するものでございます。

番号139について、土地の所在、大字久保第7地割地内の1筆2,965㎡、大字久保第8地割地内の田4筆7,476㎡、計5筆10,441㎡について、農地中間管理事業による売買支援事業を活用して所有権移転するものでございます。

記載の所有者が、岩手県農業公社へ10アール当たり約95,776円、総額100万円にて売買するものでございます。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番 幅 委 員 138番の値段はいくらか。

局長 補佐 138番は使用貸借となります。

議長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり可とすることに決定します。  
佐々木委員の復席を許可します。

(3番佐々木金見委員復席)

#### ◎議案第3号

議長 長 次に日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第3号。議案書は13ページをご覧ください。

農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、策定された岩手町農用地利用集積等促進計画案について意見の決定を求めるものでございます。

この案件につきましては、中間管理事業により貸借権を設定しておりました方々が耕作出来なくなった事により、それぞれ別の担い手の方が貸借権の権利移動を引継ぎして耕作していくものでございます。

14ページをご覧ください。

大字御堂第5地割地内の畑4筆、計14,529㎡について、記載の●●さんが仕事で中怪我をされてから耕作を続けていくのは難しいとの事で、一戸町と岩手町の広域認定の農業者であります記載の●●さんが耕作していくものでございます。

15ページをご覧ください。

大字子抱第7地割地内の畑1筆2,803㎡について、記載の●●さんが、耕作出来ないとの事で、同じ地区の担い手の●●さんが耕作していくものでございます。  
ページをめくって16、17ページをご覧ください。

大字土川第1地割地内の畑1筆5,765㎡と17ページの同じく土川第1地割地内の畑2筆19,510㎡について、記載の●●さんが今後耕作しないとの事で記載の●●さんが引き継ぎ耕作していくものでございます。

ページをめくって、18から21ページをご覧ください。

大字土川第3地割地内の畑11筆25,557㎡、大字土川第1地割地内の畑1筆16,189㎡について、記載の●●さんが耕作しておりましたが、仕事上の怪我により耕作して行くことが出来なくなったことから、記載の4名の担い手の方々が引き継ぎ耕作していくものでございます。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり異議なしとすることに決定します。

#### ◎議案第4号

議 長 日程第7、議案第4号、農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第4号。議案書は、22ページをご覧ください。

農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、令和6年度農作業賃金参考額の設定について、可否の決定を求めるものでございます。

23ページをご覧ください。

先月の全員協議会で協議した結果、人力の部、乾燥及び調整につきましては、現在は据え置きとして、物価等の高騰により、その他の部分においては、他町村の状況を考慮して一律3.5パーセントの値上げをしております。

また、機械の移動費について参考額に含まれていないことを表記して、移動費につきましては、両者協議の上としております。

今後、作業が増えていくと思われるドローンにつきましては、新たに参考額を表記させて頂きました。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号、農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり承認することに決定します。  
暫時休憩とします。

本日、追加議案の提出がありましたので、休憩中に全員協議会を開催し、その後総会を再開いたします。

なお、追加議案につきましては人事案件となりますので、全員協議会終了後は推進委員、事務局職員は退席をお願いします。

資料配布が終わったら再開とします。

(午後1時49分休憩—午後2時02分再開)

議 長 会議を再開します。

ただ今の出席委員は9名であります。

定足数に達しておりますので、総会を成立いたしました。

#### ◎追加議案第1号

議 長 日程第8、追加議案第1号、職員を任免することの承認について、を議題とします。事務局長より提案説明を求めます。

事務局長 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づきまして、提案するもの  
でございます。人事案件でございます。

(資料に基づき説明)

議 長 ただいま事務局長より説明がございました。

ご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第9回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時11分)



会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

2 番

3 番